

執行猶予者保護観察制度の運用の実情等について

東京地方検察庁公判部副部長 米村俊郎

□ 執行猶予者保護観察制度の運用について

実情(平成17年分調査-保護観察付執行猶予判決件数)

- ・ 東京地裁(本庁) 248件
 - 必要的 8件
 - 住居不定 52件
 - 必要的&住居不定 2件
- ・ 東京簡裁 73件
 - 必要的 18件
 - 住居不定 37件
 - 必要的&住居不定 8件

判決時住居不定者が地裁では2割、簡裁では半数を超えているが、必要的保护観察の割合は低い。なお、判決時住居不定でも、判決後に家族に引き取られたり、施設に入ったりする者もいる。

執行猶予者保護観察制度の2つの側面

- ・ 被告人の改善更生への教育的効果
- ・ 被告人への抑止的效果(遵守事項違反による取消し、再犯ならば実刑しかない)
教育的効果については、大いに期待できるケースからあまり期待できないケースまで様々であるが、抑止的效果については必ず残る。
任意的保護観察の場合は、「実刑にはできないが、何のケアもしないまま社会に戻すのには不安があるので、保護観察を付ける」という場合もあるし、「教育的効果はあまり期待できないが、抑止的效果に着目し、保護観察を付ける」という場合もある。

対象者選択に関する諸問題

- ・ 保護観察に適さない者などが対象者となっていないか
現実に保護観察付き執行猶予を言い渡された者の中に保護観察の実施が困難な者がいるのは事実
- ・ 保護観察に適さない者などが対象者となるのは何故か
上記の被告人への抑止的效果に着目しているという面と保護観察の実情に対する法曹の理解が十分ではないという面とがあると思われる
法廷で保護観察に適するかどうかについての主張立証が行われることはあまり多くないように思われる
- ・ 保護観察所が処遇困難と考える者を全て保護観察の対象外とすべきか
賛成できない(社会内処遇のプロとしての保護観察官への期待)

- ・ 問題解決のためにどのようなことが考えられるか
 法廷で被告人質問などを通じて保護観察が有効に機能するかどうかを確認しておくこと
 各地方での裁判所・検察庁と保護観察所の協議会，裁判所・検察庁における研修

□ **刑法第26条の2第2号による執行猶予の裁量的取消しの運用**

実情（平成17年分調査 - 取消請求件数）

- ・ 東京地裁（本庁） 15件
 - ・ 東京簡裁 4件
- いずれも再犯により公判請求された事例で，再犯事件の判決確定を待っていると執行猶予期間が満了するおそれがあったケース

刑法第26条の2第2号による裁量的取消しにおける保護観察官の役割

- ・ 社会内処遇のプロとして，対象者の生活実態や遵守事項違反の実態を踏まえた上で社会内処遇から施設内処遇に切り替えるべきかどうかを判断する

刑法第26条の2第2号による裁量的取消しに関する諸問題

- ・ 検察官は保護観察所の取消し申出に対して消極的か
 そうではない
- ・ 再犯罰金のケースでは取消し請求しないか
 H16.4～H17.3の間では再犯罰金というケースで保護観察所長の申出により取消し請求した事例が2例ある
- ・ 無届け転居のみのケースではどうか
 相談事例なし
- ・ 保護観察所側に問題はないか
 対象者の生活実態や遵守事項違反の実態が十分に把握できていないケースもある（問題があるのに保護司に任せきりのケース，事件記録を読んでいないケース，再犯事実を否認されると消極になるケースなど）
- ・ 検察官側に問題はないか
 再犯事件の処分について，保護観察状況を十分把握せずに処分しているケースもある
- ・ 問題解決のためにどのようなことが考えられるか
 保護観察官の調査能力の向上（研修など）
 検察庁との連携強化（各地方での検察庁との協議会など）

以上